

税務

固定資産評価審査申出棄却決定取消請求事件（鳥栖市）

市長のした土地の登録価格の決定に違法がなく、これを不服として原告のした審査申出を棄却した固定資産評価審査委員会の決定に違法がないとされた事例

佐賀地裁 平成19年7月27日判決
審査決定取消請求事件
平成18年(行ウ)第4号・平成19年(行ウ)第1号
棄却

《参照法条》

地方税法341条1項5号・6号・349条・359条・388条1項・403条1項・408条

《当事者》

甲・乙両事件原告（以下単に「原告」という。）

株式会社甲(仮名、X)

上記代表者代表取締役 甲野太郎(仮名)

上記訴訟代理人弁護士 岩城邦治

甲・乙両事件被告（以下単に「被告」という。）

鳥栖市(Y)

上記代表者兼処分行政庁 鳥栖市固定資産評価審査委員会

上記委員会代表者委員長 乙山二郎(仮名)

上記訴訟代理人弁護士 日野和也

概要

《事案の概要》

本件は、Xが、Xの所有する土地（本件土地）について、多量のアスベストスラッジ（アスベストとコンクリートの混合した残渣である汚泥）が埋設されており、これを除去するために多額の費用を要するため、本件土地の価格は大幅に低下しているにもかかわらず、固定資産課税台帳に登録された本件土地の価格は、この点が考慮されていないなどと主張して、鳥栖市長により決定され固定資産課税台帳に登録された平成17年度及び平成18年度の価格（本件各登録価格）を不服として、審査の申出をしたところ、これを棄却する決定（本件決定）を受けたため、Yに対して、その取消しを求めるものである。

Xは、本件各登録価格の決定に当たり、①地税法349条2項1号、3項但書により課税

標準を見直すべき「地目の変換……その他これらに類する特別の事情」を看過した違法がある、②固定資産評価基準第1章第3節二(一)4所定の「所要の補正」を怠った違法がある、③地税法408条の実地調査を怠った違法があると主張し、Yは、これを争った。裁判所は、要旨次のとおり判示し、Xの主張を排斥しXの請求を棄却した。

《裁判所の判断》

地税法349条の土地の価格、すなわち「適正な時価」（地税法341条1項5号）とは、客観的な交換価値をいうから、土地課税台帳等に登録された価格が賦課期日における当該土地の客観的な交換価値を上回れば、当該価格の決定は違法になるが、固定資産評価基準に従って算定された価格は、特別の事情の存しない限り、適正な時価であると推認するのが相当である。

本件では、後記2のとおり、本件土地について、所要の補正を行わないことに違法はない、また、後記1のとおり、地税法349条2項1号、3項但書の「地目の変換……その他これらに類する特別の事情」により課税標準を見直すべき場合にも当たらないから、本件土地の価格の決定は、固定資産評価基準に則って適正に行われたというべきであり、本件各登録価格は、その適正な時価を超えるものではないと推認するのが相当である。

したがって、本件各登録価格は、いずれも賦課期日における当該土地の客観的な交換価

値を上回るものということはできない。

1 Xの主張①について

土地について、前記「特別の事情」があるというためには、基準年度以後に課税事務の簡素合理化の要請だけでは正当化できない程度の大きな価格変動があったこと／その変動は価格決定面で数量的に比準することができるような定型的な態様のものであること／例示としての地目の変換に比するようなものであることが必要である。／

「宅地」とは、建物の敷地及びその維持若しくは効用を果たすために必要な土地をいい、現に建物が建築されていない土地であっても、土地全体としての状況、使用実態等からみて客観的に敷地の用に供されるものであることが明らかな場合には、宅地と認定するのが相当である。

本件土地については、建物は撤去されているが、その現況及び利用目的のいずれについても、建物の敷地の用に供されるものであることが明らかであり、「宅地」と認定するのが相当であるから、本件土地について宅地から雑種地への「地目の変換」があるとはいえない。

そして、アスベストは不溶性の物質であり、土地の構成要素である土壤を汚染するものなく、本件土地の地中に廃棄されたアスベストスラッジ（本件アスベスト）は、これを除去することにより本件土地を原状に復することができるものであり、本件土地自体に内在する原因によるものでない。また、アスベストスラッジの廃棄されている土地の事例は希有であって、類似する他の土地に比準することが容易でなく、価格変動要因を数量的に比準できるような定型的な態様のものでもない。

したがって、本件土地について、本件アスベストの存在が、「特別の事情」に当たるということはできず、この点についてのXの主張は理由がない。

2 Xの主張②について

固定資産評価基準における所要の補正は、評価に当たり、課税対象不動産の個別の状況を一定程度考慮しようとするものであるが、その究極の目的は、不動産鑑定評価基準などと異なり、固定資産税の公平な賦課徴収にあ

ることは明らかであるから、不動産鑑定評価基準においては減価すべきものとされている場合であっても、少なくとも、不動産減価の要因が外的行為的なもので、その原因行為者の責任追及を行うことにより原状回復が論理的に可能な場合は、これを理由に「所要の補正」をしない取扱いをすることも許されると解するのが相当である。

そして、本件アスベストは人為的に廃棄されたものであり、しかも、前記1のとおり、アスベストは不溶性の物質であって土地の構成要素である土壤を汚染するものではなく、これを除去することにより当該土地を原状に復することができるものであるから、本件アスベストの存在を理由に所要の補正をしない取扱いをすることも許される。

したがって、本件土地について、固定資産評価基準第1章第3節二(一)4所定の「所要の補正」を行わなかったことについて違法があるとはいえないから、この点に関するXの主張は理由がない。

3 Xの主張③について

地税法408条は、訓示規定と解するのが相 当であり、実地調査をしなかったという理由だけでは、価格の決定の効力を否定すべきでないから、これを理由に本件土地の価格の決定の違法をいうXの主張は理由がない。

【主文】

- 1 原告の甲乙両事件請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は全部原告の負担とする。

【事実及び理由】

第1 請求の趣旨

1 甲事件

別紙物件目録記載の各土地（以下「本件土地」という。）に対する平成17年度固定資産課税台帳登録価格について、鳥栖市固定資産評価審査委員会が平成17年10月7日付けで行った原告の審査申出を棄却する旨の決定は、これを取り消す。

2 乙事件

本件土地に対する平成18年度固定資産課税台帳登録価格について、鳥栖市固定資産評価審査委員会が平成18年11月15日付けで行った原告の審査申出を棄却する旨の決定は、これを取り消す。

第2 事案の概要〔中略〕

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前掲争いのない事実等のほか、〔証拠略〕及び弁論の

全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件土地は、都市計画法上の工業地域にあり、昭和30年頃に工場用地として造成され、登記簿上も昭和30年2月10日に地目を宅地として登記され、道路、電気、水道、排水等の設備が完備し、固定資産評価上も市街地宅地評価法による大工場地区内に区分され、不動産鑑定士の鑑定評価書中の標準宅地調査においても最有効利用は工場用地が現実的かつ最適であるとされており、さらに隣地は物流倉庫用地として使用されている。

(2) 原告は、本件土地及び土地上の工場施設において簡易水道用水道管の製造業をしていた前所有者であるZ₁から、平成4年1月31日、本件土地及び工場建物等の施設を買い受け、以来、コンクリート製品の製造を行ってきた。しかし、その後、不況・公共工事削減の下でコンクリート製品の製造継続が困難となり、原告は、平成15年をもって工場の操業を中止して本件土地を売却することとし、平成16年4月21日、Z₂との間で、本件土地を宅地として2億1200万円で売り渡す旨の売買契約を締結した。そして、同年6月20日の代金決済日を前に、Z₂によって、本件土地上の工場建物等の施設が撤去された。

(3) その後、Z₂が本件土地の現況を調査したところ、その地中に、昭和60年ころまでの間にZ₁が廃棄したアスベストを含有する本件アスベストが6743立方メートル埋設されており、その除去費用が搬出先の距離により、1億9470万円～2億3150万円であることが遅くとも平成16年11月ころまでには判明した。

このため、以後、原告・Z₂間の上記売買契約の履行は、保留・凍結状態となっている。

(4) 本件土地は、敷地内の建物及びその設備が既に解体・除去されていて更地となっているが、本件アスベストの廃棄が発覚したため、人体への健康被害防止のため、本件土地への立入等使用が制限され、関係者以外が立ち入れないよう縄張りがされたり、所々に雑草が繁茂したり、本件アスベスト飛散防止のための覆土がされたりしていた。

(5) アスベストは、不溶性の物質であり、土壤を汚染することなく、そのため土壤汚染対策法の対象とはされておらず、これを除去することにより当該アスベストが埋設している土地を原状に復することができる。しかし、アスベストは、粉塵として飛散すれば、人の身体・健康に深刻な被害をもたらす危険性があることから、大気汚染防止法において特定粉塵として規制対象とされている。

(6) 原告は、東京地方裁判所に対し、Z₁を被告として、本件アスベストの除去費用の支払を求める損害賠償請求訴訟を提起した。

同訴訟において、平成18年12月ころ、Z₁が原告に対し、約2億円を支払う旨の裁判上の和解が成立し、平成19年3月中旬ころには、本件アスベストは撤去された。

2 「特別の事情」を看過した違法（争点①）について

(1) 特別の事情の意義について

法349条2項、3項各本文は、基準年度に固定資産税を賦課した土地に対して課する翌年度（第2年度）及び翌々年度（第3年度）の課税標準を、原則として、基準年度の課税標準の基礎となった価格としている。

固定資産税は、固定資産の有する価値に着目して課税するものであるから、毎年度評価して、これを課税標準とすることが本来の姿である。それにもかかわらず、上記規定が設けられたのは、通常、固定資産の価格が短期間に大幅な変動を来すことはなく、上記規定によっても価格の正確性を一応担保できると考えられること、評価の対象となる固定資産の数がぼう大な反面、課税機関の人員が限られているなど、これを一定の基準によって毎年評価替えを行なうことは技術上相當に困難であり、また、その評価替えによって年々負担が変動することにも問題があること等から、同一固定資産の経年による価格変化を正確に把握することを多少犠牲にしても、課税事務の簡素合理化を実現することの方が合理的であるという政策判断がされたためと解される。

他方、前記各条項但書は、「地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これに類する特別の事情」があるため、基準年度の価格によることが不適当であると市町村長が認める場合には、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で固定資産課税台帳に登録されたものによって、翌年度（第2年度）及び翌々年度（第3年度）の課税標準を定めるものとしている。かかる前記各条項本文の趣旨及び同条項但書の文言に照らせば、前記各条項但書の「特別の事情」とは、土地については、基準年度以後に発生ないし顕在化した、地目の変換に比するような事情で、それによる価格変動が課税事務の簡素合理化の要請だけでは正当化できない程度に大きなものに限られると解するのが相当である。

また、かかる事情がある場合でも、当該土地に対して課する翌年度（第2年度）及び翌々年度（第3年度）の課税標準を「当該土地に類似する土地の基準年度の価格に比準する価格」によることとされ、翌年度（第2年度）又は翌々年度（第3年度）において、基準年度と同様に固定資産の価格を正確に決定することまでは要求されおらず、なお課税事務の簡素合理化の要請が相当程度維持されていることに鑑みれば、「特別の事情」については、当該土地が類似する他の土地に比準することができるという点を考慮する必要があり、そのため、価格変動要因を数量的に比準できるような定型的な態様のものであることが予定されているものと解される。

したがって、土地について上記「特別の事情」があるというためには、基準年度以後に課税事務の簡素合理化の要請だけでは正当化できない程度の大きな価格変動があったこと、その変動は価格決定面で数量的に比準する

ことができるような定型的な態様のものであること、例示としての地目の変換に比するようなものであることが必要であり、具体的には、土地の全部又は一部について、用途変更による現況地目の変換又は分筆若しくは合筆があったほか、浸水、土砂の流入、隆起、陥没、地滑り、埋没等によって当該土地の区画、形質に著しい変化があった場合等、土地自体に内在する原因により土地の価格に大幅な増減をもたらしたような事情をいうものと解すべきである。

(2) 地目の変換について

固定資産評価基準第1章第1節によれば、土地の評価は、土地の地目の別に、各地目別に定める評価の方法によって行うところ、この場合における土地の地目の認定に当たっては、当該土地の現況及び利用目的に重点を置き、部分的に僅少の差異の存するときであっても、土地全体としての状況を観察して認定するものとされている。そして、「宅地」とは、建物の敷地及びその維持若しくは効用を果たすために必要な土地をいうものと解され、また、現に建物が建築されていない土地であっても、土地全体としての状況、使用実態等からみて客観的に敷地の用に供されるものであることが明らかな場合には宅地と認定するのが相当である。

これを本件についてみると、前記1認定のとおり、本件土地は、昭和30年頃に工場用地として造成され、道路、電気、水道、排水等の設備が完備され、以来、平成16年6月頃まで継続して、工場用建物が所在して工場用地として現実に使用され、同年4月には原告から乙に對して本件土地を宅地として売り渡す契約を締結していること、同年4月から6月までの間に、工場用建物等が撤去され、その後、本件アスベストの埋設が発覚したために、本件土地への立入等が制限され、一部に雑草が繁茂したり、本件アスベスト飛散防止のための覆土がなされたりしているものの、アスベストは不溶性の物質で土壤を汚染するものではないから、これを除去することが可能であり、これが除去されれば、従前同様に宅地として処分又は使用収益することができるうこと、本件土地は、都市計画法上の工業地域にあり、登記簿上も昭和30年2月10日に地目を宅地として登記されて以後、地目変更の登記手続もなされていないこと、さらに、前記1のとおり、原告は、本件土地について宅地としての利用価値を維持すべく、乙に對し、本件アスベストの除去費用の支払を求める損害賠償訴訟を提起したことが認められるのである。

これらの事実によれば、本件土地については、建物が撤去されてはいるものの、その現況及び利用目的のいざれにおいても、建物の敷地の用に供されるものであることが明らかであって、「宅地」と認定するのが相当である。したがって、本件土地について宅地から雑種地への「地目の変換」があるということはできない。

(3) 本件アスベストの存在について

前記認定のとおり、アスベストは不溶性の物質であつて、土地の構成要素である土壤を汚染するものではなく、そのため土壤汚染対策法の対象ともなっていない。また、本件アスベストは、前所有者である乙により人為的に廃棄されたものであつて、平成16年にその事実が発覚したのであるが、これを除去することにより本件土地を原状に復すことができるものであつて、本件土地自体に内在する原因によって、本件土地の区画、形質に著しい変化があつたものということはできない。また、アスベストスラッジの廃棄されている土地の事例は希有であつて、類似する他の土地に比準することが容易ではなく、価格変動要因を数量的に比準できるような定型的な態様のものであるといふこともできない。

これらの点に鑑みれば、本件土地について、本件アスベストの存在が、「特別の事情」に当たるということはできない。

(4) まとめ

以上によれば、本件土地について、被告市長が平成17年度の価格の決定に当たり、法349条2項1号・3項但書により課税標準を見直すべき「地目の変換その他特別の事情」を考慮しなかったことについて、違法はないといふべきである。

なお、上記各項但書の「地目の変換その他特別の事情」による価格の見直しは、翌年度（第2年度）及び翌々年度（第3年度）にのみ適用されるものであることは法文上明らかであるから、これを基準年度である平成18年度の価格決定にも適用すべきとする原告の主張は失当である。

(5) 客観的交換価値との比較について

土地に対する固定資産税は、土地の資産価値に着目し、その所有という事実に担税力を認めて課する一種の財産税であつて、個々の土地の収益性の有無にかかわらず、その所有者に対して課するものであるから、法349条の土地の価格、すなわち「適正な時価」（法341条1項5号）とは、正常な条件の下において成立する取引価格、すなわち、客観的な交換価値をいうと解される。したがって、土地課税台帳等に登録された価格が賦課期日における当該土地の客観的な交換価値を上回れば、当該価格の決定は違法となる。しかし、固定資産評価基準に従つて算定された価格は、固定資産評価基準が定める評価の方法によつては、当該固定資産の価格を適切に算定することができない特別の事情又は固定資産評価基準が定める減点補正を超える減価を要する特別の事情の存しない限り、適正な時価であると推認するのが相当である。

（最高裁判所平成15年6月26日第一小法廷判決・民集57巻6号723頁、最高裁判所平成15年7月18日第二小法廷判決・裁判集民事210号283頁各参照）。

そして、固定資産評価基準に定める市街地宅地評価法をみると、その評価方法は、地区の区分、状況が相當に相違する地域の区分、主要な街路の選定、標準宅地の選

定、標準宅地の適正な時価の評定、主要な街路とその他の街路の各路線価の比準、所要の補正を含めた画地計算法の適用等が、いずれも適正に行われることを要請するものと解され、これらを適正に行うことなく決定された価格は、そもそも、固定資産評価基準によって決定された価格ということはできないが、他方、これらが適正に行われれば、上記評価方法が各筆の宅地の適正な時価への接近方法として一般的に合理性を有することに鑑みれば、これによって算定した宅地の価額は、特別の事情のない限り、適正な時価を超えるものではないと推認される。

本件においては、後記3のとおり、本件土地について、画地計算法の適用に際し所要の補正を行わないことに違法はなく、また、前記(2)及び(3)のとおり、法349条2項1号・3項但書の「地目の変換その他特別の事情」により課税標準を見直すべき場合にも当たらない。そのため、本件土地の価格の決定が前掲争いのない事実等記載のとおりされたことについては、固定資産評価基準に則つて適正に行われたものというべきであるから、本件土地の価格は平成17年度及び平成18年度のいずれにおいても、その適正な時価を超えるものではないと推認するのが相当である。

したがって、被告市長が、平成17年度の本件土地の価格合計を3億5287万5783円とし、平成18年度のそれを2億1875万1051円として、それぞれ固定資産課税台帳に登録した価格については、いずれも賦課期日における当該土地の客観的な交換価値を上回るものということはできないから、これを違法とする原告の主張は理由がない。

3 「所要の補正」を怠った違法（争点(2)）について

(1) 「所要の補正」の意義について

前記法令等の定め記載のとおり、固定資産評価基準第1章第3節二(一)4は、市街地宅地評価法による各筆の宅地の評点数の付設に関して、各筆の宅地の評点数は、路線価を基礎とし、画地計算法を適用して付設するものとするが、市町村長は、宅地の状況に応じ、必要があるときは、画地計算法の附表等について、所要の補正をして、これを適用するものとしている。これは、価格の低下等の原因が画地の個別の要因によること、またその影響が局地的であること等の理由から、その価格事情を路線価の付設によって評価に反映させることができない場合があることから、かかる場合には、その価格事情が特に著しい影響があると認められるときに限り、個々の画地ごとに特別の価格事情に見合った所要の補正を行うことができるとしたものである。

そして、上記の如き事情が宅地の価格に与える影響の程度は、各市町村における当該宅地の個別の状況によつて異なり得るものである一方、評価の適正と均衡を確保しつつ、大量の固定資産を一定の期間内に評価しなければならない固定資産税における評価事務の性質上、「所要の補正」として行う宅地の減価補正についても、各市

町村の個別事情に応じながらも、定型的な基準に基づいて画一的に行なうことが、公平な賦課徴収のために必要である。

そのため、各市町村においては、それぞの実情に応じた所要の補正の取扱要領等を定めているところであって、被告においても、前記法令等の定め記載のとおり、「鳥栖市固定資産土地評価事務取扱要領」（〔証拠略〕）の15条（画地計算による本市の所要の補正）において、路線価に反映し難い外的要因について、所定の補正項目を定めている。

(2) 本件アスベストの存在について

本件においては、基準年度である平成18年度における本件土地の価格の評価及び価格の決定は、前記争いのない事実等記載のとおりであつて、所要の補正に関する上記取扱要領15条(1)の「間口が狭小な土地に関する補正」等がされているものの、本件アスベストの埋設については、上記取扱要領15条のいずれの補正項目にも該当しないとして、所要の補正がされていないことが認められる。

ところで、固定資産評価基準における所要の補正は、前記のとおり、評価に当たり、課税対象不動産の個別の状況を一定程度考慮しようとするものであるが、その究極の目的は、不動産鑑定評価基準などと異なり、固定資産税の公平な賦課徴収にあることは明らかであるから、不動産鑑定評価基準においては減価するべきものとされている場合であつても、少なくとも、不動産減価の要因が外的行為なもので、その原因行為者の責任追及を行うことにより原状回復が論理的に可能な場合は、これを理由に「所要の補正」をしない取扱いをすることも許されるものと解するのが相当である。なぜならば、このように解しないと、例えば、ゴミや産業廃棄物等が大量に廃棄されており、その除去のために巨額の費用を要するような場合は、その土地の評価についてすべからく減価しなければならなくなるが、そのような対処が固定資産税の公平な賦課徴収の観点からみて不当であることが明らかであるからである。また、本件においても、本件アスベストの存在を理由に所要の補正をしなければならないとする、仮に原告が乙からその撤去費用を回収した後にこれを撤去しない場合にも、評価上減価しなければならなくなるが、このような減価がきわめて不当であることは論を待たないし、撤去費用を現実に回収したか否かにより減価すべきか否かの区別を行うことも固定資産税の課税の観点から容れられないことは明らかである。

なお、この点、国税庁は、土壤汚染地についての相続税法上の評価方法として、その除去等に要した費用を汚染原因者に求償できる場合には、その土地は浄化・改善を完了した土地として評価する等とされていること（〔証拠略〕）も参考になる。

前記のとおり、上記取扱要領15条所定の補正項目に

は、本件アスベスト埋設のような場合が規定されていないが、その趣旨は、上記と同様の考え方に基づくものと推測でき、このような補正項目の規定には合理性が存するものというべきであり、この定めが固定資産評価基準に反し、違法であるということはできない。

そして、前記のとおり、本件アスベストは人為的に廃棄されたものであり、しかもアスベストは不溶性の物質であって土地の構成要素である土壤を汚染するものではなく、そのためこれを除去することにより当該土地を原状に復すことができるものであるから、本件アスベストの存在を理由に所要の補正をしない取扱いをすることも許されるものというべく、本件土地について、固定資産評価基準第1章第3節二(一)4所定の「所要の補正」を行わなかったことについて、違法があるということはできない。

4 実地調査を怠った違法（争点(3)）について

法408条は、当該年度における1月1日現在における固定資産の価格を定めるためには、その固定資産の状況を毎年少なくとも1回実地に調査するのが適当であるとの技術的見地から設けられたものであって、訓示規定と

解するのが相当である。そのため、実地調査をしなかつたという理由だけでは、価格の決定の効力を否定すべきではない。

そうすると、本件において、仮に被告が実地調査を怠った事実があったとしても、それだけでは本件土地の価格の決定を違法とはできず、また、被告が実地調査を怠ったために本件土地の価格の決定が適正にされなかつたとの事実も特に見当たらないから、実地調査を怠ったことを理由に本件土地の価格の決定の違法をいう原告の主張は理由がない。

5 結論

以上によれば、原告の甲乙両事件請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとする。

よって、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 神山隆一 裁判官 田中芳樹 内山裕史）

自治体職員の日常業務の疑問に応えるQ&A事例集！

新版 地方自治問題解決事例集

地方自治問題研究会／編著 全3巻

A5判・セット定価9,600円・各巻定価3,200円

第1巻=行政編 第2巻=公務員編 第3巻=財務編

- 自治体職員が日常業務を行う上で生じる疑問を、Q&A方式で問題点・背景・解決方法について明快に解説。
- 地方自治の実務に直結した事例集。すべての自治体職員に役立つ。
- 「指定管理者制度」「市町村合併に伴う施設利用」「地方独立行政法人への知的財産の出資」等、新たな動向に対応した事例を新規に収録。

ご注文
お問い合わせ

フリーコール（電話受付：平日9時～17時）
電話 0120-953-431 FAX 0120-953-495

定価税込

株式会社 ぎょうせい

〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16
TEL03-5349-6666/FAX03-5349-6677
URL:<http://www.gyosei.co.jp>

教育・文化

国家賠償法3条2項に基づく求償金請求控訴等事件（福島県・郡山市）

- 1 国家賠償法3条2項に規定する「内部関係でその損害を賠償する責任ある者」とは、損害賠償債務の発生原因となった公権力の行使としての職務執行に要する費用を負担する者である。
- 2 市町村立学校職員給与負担法1条に規定するいわゆる県費負担教職員が市立中学校において起こした体罰事件について、県と市が被害生徒に対して連帯して損害賠償債務を負担する場合、国家賠償法3条2項の「内部関係でその損害を賠償する責任ある者」は、学校の経費を負担する市であるとされた事例

仙台高裁 平成20年3月19日判決
求償金請求控訴、同附帯控訴事件
平成19年(ネ)第468号・平成20年(ネ)第26号
原判決変更・一部認容・一部棄却
原審福島地裁平成19年10月16日判決・平成18年(ワ)第32号(後掲)

《参照法条》

国家賠償法1条1項・3条1項・2項、市町村立学校職員給与負担法1条、学校教育法5条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項・38条1項・43条1項・2項

《当事者》

控訴人兼附帯被控訴人	福島県(X)
同 代表者 知事	佐藤 雄平
同訴訟代理人弁護士	渡辺 健寿
同	渡辺 慎太郎
同 指定代理人	青山 修身
同	土屋 光啓
同	奥寺 晴也
同	吉永 雅也
被控訴人兼附帯控訴人	山市(Y)
同 代表者 市長	原山 正夫
同訴訟代理人弁護士	滝田 三良
同訴訟代理人復代理人弁護士	三瓶 正

概要

被控訴人兼附帯控訴人（一审被告）Y市が設置管理する中学校において、市町村立学校職員給与負担法1条に規定するいわゆる県費負担教職員である教諭が、生徒に対し、足蹴

り等の暴行を加える体罰事件を起こした。被害生徒は、別件訴訟において、控訴人兼附帯被控訴人（一审原告）X県及びY市に対し、国賠法1条1項・3条1項に基づき、損害賠償を請求した。同訴訟は、第一審においては、X県とY市に連帯して損害賠償債務の支払を命じる判決がされたが、控訴審において、被害生徒とY市との間で、被害生徒がY市に対する損害賠償請求権を放棄する旨の訴訟上の和解が成立し、その後、被害生徒はX県に対する控訴を取り下げたため、被害生徒のX県に対する上記第一審判決のみが確定し、終結した。その後、X県は、被害生徒に対して、同判決に基づく損害賠償金の全額を支払った。

県費負担教職員の不法行為によって国賠法に基づく損害賠償債務が発生した場合、被害者との関係では、当該学校の設置管理者である市町村と当該教職員の費用負担者である都道府県とが連帯して賠償責任を負担することとなるが（国賠法3条1項）、内部的求償関係における最終負担者となるべき者について